

授業科目名 (英文表記)	借地借家法と現代社会 (Land and House Rental Law in the modern society)		
単位数	2	授業形態	講義
担当教員	吉田 雅章		
開講	南紀熊野サテライト	区分	大学院
実施日・時間	第1回 7月15日(金) 18:30~20:50		
	第2回 7月16日(土) 10:00~16:00		
	第3回 7月22日(金) 18:30~20:50		
	第4回 7月23日(土) 10:00~16:00		
	第5回 8月5日(金) 18:30~20:50		
	第6回 8月6日(土) 10:00~16:00		

【授業のねらい・概要】

借地借家に関する権利義務関係は従来、民法の賃貸借に関する規定や建物保護法、借地法、借家法などにより規律されてきました。しかし、これらの法律は、制定より数十年を経過した現代社会において、極めて時代遅れであると言わざるを得ず、この事態に対応するため、平成の初めに制定されたのが借地借家法です。このような状況を本講は歴史的に分析します。さらに借地借家法において最も特徴的な制度であって更新を認めない定期借地権と定期借家権が現実いかに活用されているかを観察し、借地借家法が抱えている問題点を指摘します。併せて、さびれゆく商店街・空き家・耕作放棄地・相続問題等も考える予定です。なお、初回に受講生と十分に話し合いをして理解しやすい内容にするよう努めます。可能ならば、テレビ番組や映画などの録画も利用したいです。

【授業計画】

- 第1回 「オリエンテーション」
- 第2回 「民法の賃貸借契約と借地借家法の比較」
- 第3回 「借地借家法の詳細(その1)」
- 第4回 「借地借家法の詳細(その2)」
- 第5回 「さびれゆく商店街・空き家・耕作放棄地と借地借家法」
- 第6回 「相続問題と借地借家法」

【到達目標】

民法の賃貸借契約と借地借家法に関する基本的概念(基礎知識)の修得を目標とします。

【教科書】

なし。小型で結構ですので六法だけは用意して下さい。なお、必要に応じて資料を配布します。

【参考書】

特になし。ただし、民法を理解する上で非常に読みやすい書籍を講義中に紹介します。

【成績評価方法】

受講生数が少ないと思いますので、毎回、活発に議論してもらおうと思っています。各回に、その発言内容を評価して判定します。

【授業時間外学習】

学んだ概念や仕組みについて、復習と自主的に学習が必要です。

【履修上の注意・メッセージ】

基礎知識がなくても理解できるように授業を構成しますが、各自でわかりやすい入門書などを読んで理解を深めるようにしてください。